

令和7年第2回北上市教育委員会定例会

1 日 時 令和7年2月14日(金) 午前10時

2 場 所 市役所本庁舎 5階第1会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

船田 浩
佐藤 和美
高橋 隆紀
照井 睦子
小原 紀実

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長	澤藤 樹史
総務課長	石川 貴洋
学校教育課長	中村 隆一
文化財課長	佐藤 康浩
学校給食センター所長	伊藤 泰樹
中央図書館館長	菅野 勝文
博物館館長	渋谷 洋祐
鬼の館館長	後藤 幸生

(2) まちづくり部

まちづくり部長	鈴木 善一
生涯学習文化課長	児玉 康宏
スポーツ推進課長	小田嶋 和広

(3) 健康こども部

健康こども部長	高橋 晋
子育て支援課長	久保田 達夫

6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案 8 件及び協議 3 件が原案のとおり可決、承認された。

議案第 1 号 令和 7 年度教育行政施策の基本方針について

議案第 2 号 北上市立幼稚園規則の一部を改正する規則について

議案第 3 号 北上市学校給食センター規則の一部を改正する規則について

議案第 4 号 北上市立博物館規則及び北上市立鬼の館規則の一部を改正する規則について

議案第 5 号 北上市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

議案第 6 号 北上市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令について

議案第 7 号 北上市多文化共生推進本部規程について

議案第 8 号 重要文化財多聞院伊澤家住宅保存活用計画策定等委員会委員の委嘱について

協議第 2 号 北上市日本現代詩歌文学館条例の一部を改正する条例について

協議第 3 号 北上市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例について

協議第 4 号 北上市高齢者スポーツ大会等参加促進事業費交付要綱について

以下、会議の概要は次のとおり。

(開会 午前10時)

教育長

それでは、ただいまから令和7年第2回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は5人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1 会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

教育長

次に、日程第2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧ください。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、ご質問がございましたらば、お願いします。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、日程第3 議事に入ります。

議案第1号「令和7年度教育行政施策の基本方針について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただいま上程になりました議案第1号令和7年度教育行政施策

の基本方針について、提案理由を申し上げます。

北上市総合計画における基本目標「ひと」において定めた「未来に輝く、未来を創る人づくり」及び第3次北上市教育大綱における基本目標「みんなで学び幸せで活力あるまち」の実現に向け、第3期北上市教育振興基本計画に基づき、令和7年度における教育行政施策の基本方針を定めようとするものであります。

内容につきましては、教育振興基本計画に定める2つの基本方針に基づき、施策体系ごとに重点的に進める施策を示すものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第1号について、ご質問等がありましたらお願いします。

小原紀実委員

「郷土愛の醸成」と「シビックプライドの醸成」は、それぞれ別に使用されています。

シビックプライドには。自らが住む場所をより良くする意図が郷土愛の意味に加えられると捉えておりますが、どのように整理していらっしゃるもののでしょうか。

総務課長

明確に区分したものでは無いことから、今後に向け、精査させていただきます。

教育長

補足の説明はありますか。

総務課長

前回提示した案からの変更点としては、「確かな学力の育成」に「端末上で新聞の記事検索やデジタル版の閲覧ができるアプリケーションを導入することにより、SNSなどの情報にあふれた社会にあっても正しい情報をつかみ取る力の育成に取り組む」内容を追加したものとなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

佐藤和美委員

社会科副読本は、市の内容が含まれるものなのでしょうか。

学校教育課長

副読本は「私たちの北上市」として、市の状況を児童生徒に理解いただく端末上で閲覧する内容となっております。

教育長

端末上で新聞の記事検索やデジタル版の閲覧ができるアプリケーションは、単なる記事閲覧だけでなく、過去の記事を検索することにより、情報収集力や情報活用力と読解力を高めようとする取り組みを新たに始まるものとなります。

1人1台端末を所有するだけでは、これらの力を得て、学力向上につなげることは難しく、これらの取り組みを通して、子ども達の能力向上を図りたいと考えているものとなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長

お謀りします。

次の議案第2号「北上市立幼稚園規則の一部を改正する規則について」、議案第3号「北上市学校給食センター規則の一部を改正する規則について」以上2件は、関連がありますので、一括して議題としたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号及び議案第3号は、一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長

総務課長

ただいま上程になりました議案第２号「北上市立幼稚園規則の一部を改正する規則について」及び議案第３号「北上市学校給食センター規則の一部を改正する規則について」、提案理由を申し上げます。

北上市立更木幼稚園の廃止に伴い、それぞれの規則から同園の記載を削除しようとするものであります。

なお、施行日は、令和７年４月１日とするものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第２号及び議案第３号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

（担当課長より、「無し」との発言あり）

教育長

改めて、質問等ございますか。

（教育委員より、「無し」との発言あり）

それでは、議案第２号及び議案第３号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第２号及び議案第３号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長

次に、議案第４号「北上市立博物館規則及び北上市立鬼の館規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。博物館長

博物館長

ただいま上程になりました議案第4号北上市立博物館規則及び鬼の館規則の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。

この規則は、博物館及び鬼の館において、通年で月曜日を休館とすることで、開館日に人的資源を割り振ることができ、利用者のサービス及び職員のワークライフバランスを向上させようとするものであります。

なお、施行日は、令和7年4月1日からとするものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第4号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

博物館長

今回の改正は、博物館、鬼の館及び日本現代詩歌文学館の3館共に年間を通して月曜休館にしようとするものであります。

月曜休館とする目的としましては、展示をはじめとする運営面の改善及び職員のワークライフバランスの向上となります。

北上市日本現代詩歌文学館条例においては、展示室や井上靖記念室が、4月から11月までの月曜日も観覧することができる規定となっており、この点に関しては、後程、協議第2号において、改めて、協議させていただきます。

また、各館の曜日別観覧者数としましては、週末が多い状況であり、祝日を除いた月曜日の来館者数は、少ない状況となっております。

次に、月曜休館に伴う影響として、メリットの1点目としては、業務の効率化が図られ、施設運営の質が向上する点となります。また、2点目としては職員のワークライフバランスが図られる点となります。この結果、展示や企画に余裕を持った準備期間が確保され、観覧者へ高品質の展示体験を提供することができると考えております。

一方で、デメリットとしては、月曜休館により、民俗村や夏油高原などの観光施設との連動が図れなくなる点が想定されますが

、さくらまつり期間や夏休み期間などは、臨時に開館する等、柔軟な開館運営の実施にて対応することとしております。

最後に、周知については、広報２月号に４月からの月曜休館で準備中である旨を掲載し、市民や利用者にお知らせすると共に、ホームページ、催事カレンダーや施設周辺の掲示板等で周知を図る予定としております。

今後、令和７年３月の２月通常会議にて文学館条例を議決いただいた後、令和７年４月から３館同時施行を予定しているものとなります。

生涯学習文化課長 柔軟な開館運営の実施につきましては、さくらまつり期間や夏休み期間など、観覧者が見込める時期については、臨時に開館することとしておりますが、令和７年度においては、約５０日の年間月曜休館日において、１０日程度を開館することを想定しております。

教育長 改めて、質問等ございますか。

（教育委員より、「無し」との発言あり）

それでは、議案第４号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第４号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長 次に、議案第５号「北上市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長 ただいま上程になりました議案第５号北上市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について、提案の理由を申し上げます。

情報システムにより、市立学校施設の開放に関する学校施設開放使用許可書等へ、必要な公印を電子印として印刷できるようにしようとするとともに、北上市立更木幼稚園の廃止に伴い、当該園に関する公印を削除するものであります。

なお、施行日については、市立学校施設の開放に関する電子印については、令和7年3月1日からとし、更木幼稚園に関する公印については、令和7年4月1日からとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第5号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

スポーツ推進課長

令和7年度から、使用団体の利便性の向上や学校担当者の負担軽減を目的として、予約システムとスマートロックシステムを導入し、システムから使用者へ送信される暗証番号にて開錠するものとなります。

この導入に伴い、管理人宅での鍵の受け渡し等は発生しない取り扱いとなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第5号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長

次に、議案第6号「北上市教育委員会代決専決規程の一部を改

正する訓令について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただいま上程になりました議案第6号北上市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令について、提案理由を申し上げます。

この規則は、市立学校施設の開放手続きが、情報システム上の手続きに変更となることから、学校長の専決事項を改正する等、所要の改正をしようとするものであります。

なお、施行日は、令和7年4月1日からとするものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第6号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

(担当課長より、「無し」との発言あり)

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第6号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長

次に、議案第7号「北上市多文化共生推進本部規程について」

を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただいま上程になりました議案第7号北上市多文化共生推進本部規程について、提案の理由を申し上げます。

北上市多文化共生指針に基づき、市内に居住、通勤、通学する外国人に対し、庁内横断的に支援するため、北上市多文化共生推進本部を設置しようとするものであります。

なお、施行の際は、市長部局との共同訓令とし、また、施行日は、令和7年4月1日からとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第7号について、ご質問等がありましたらお願いします。

高橋隆紀委員

国際交流協会との連携や取り組みの違いについて、ご説明いただきたい。

まちづくり部長

推進本部設置に係る背景と目的ですが、令和6年12月末で外国人登録者数は1,371人となり、当市の人口の1.5%を占める状況となっております。昨年度末の外国人登録者数は1,226人であり、この増加傾向は続くと予想しております。外国人登録者の半数以上が技能実習等となっており、今年度、県内一般監理団体及び在住外国人を対象に、ヒアリングを行った結果、困りごとの回答が多かった順に、行政窓口、病院受診、地域参加について、不安の声が上がっております。

市では、外国人と日本人がお互いに快適に暮らすことができるまちを目指し、平成27年度に令和7年度を終期とした「北上市多文化共生指針」を策定し、指針に基づき取組を進めております。今後の外国人登録者の増加に対応するため、指針の推進体制をさらに強化し、文化や言語の違いがあっても行政サービスや生活支援を公平に受けられる環境整備を庁内横断的に推進するために本推進本部を設置しようとするものであります。

推進本部の所掌事項としては、令和8年度以降の北上市多文化

共生指針の見直し、指針に係る各課等の取組への評価及び重点的取組の設定となります。

推進本部の体制としては、本部長を市長とし、副本部長を副市長及び教育長とすることとしております。

「北上市多文化共生指針に定める基本目標及び事業に係る各課等の取組」においては、基本目標１「言葉の違いがあっても、公平にサービスが受けられる環境」の事業として、学校教育課が担当する日本語学習の支援が整理されております。また、基本目標２「子どものうちから外国語、多文化に親しむ機会」の事業としては学校教育課が担当する、ＡＬＴの配置、通訳支援事業の実施や、博物館が担当する文化施設、教育施設案内看板等の多言語表記の推進が整理されております。これら教育委員会に関連する事業も多文化共生として位置付けられていることから、教育長を副本部長とした組織体制としようとするものとなります。

なお、国際交流協会との連携については、本部では市が行う施策を整理するものであり、同協会としての独自の取り組みと市が連携をして進めることとなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

（教育委員より、「無し」との発言あり）

それでは、議案第７号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（教育委員より、「異議無し」との発言あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第７号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長

次に、議案第８号「重要文化財多聞院伊澤家住宅保存活用計画策定等委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。文化財課長。

総務課長

ただいま上程になりました議案第8号重要文化財多聞院伊澤家住宅保存活用計画策定等委員会委員の委嘱について、提案理由を申し上げます。

委員の辞任があったことから、後任の委員を委嘱しようとするものであります。

新たに委嘱しようとする委員は、高橋博敬さんであります。

任期は、前任者の残任期間である令和7年2月21日から令和8年7月31日までとするものであります。

高橋さんは、地域においてまちづくりに尽力されており、人格、識見ともに優れた方であり、適任と確信し委嘱しようとするものであります。

よろしくご審議のうえ、原案どおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第8号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

文化財課長

委員の選任区分は、学識経験者5名、地域の代表者2名となっており、辞任された委員は、地域の代表者であります。今回委嘱しようとする委員は、辞任された委員と同じく和賀地区自治協議会から推薦を受けたものとなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第8号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長

次に、協議第2号「北上市日本現代詩歌文学館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。生涯学習文化課長。

生涯学習文化課長

ただいま上程になりました協議第2号北上市日本現代詩歌文学館条例の一部改正について、協議理由を申し上げます。

現在、詩歌文学館の休館日は原則月曜日となっておりますが、4月から11月までの期間については、月曜日でも館内の「展示室」と「井上記念室」は開けることとなっております。

運営面とワークライフバランス改善と質の高い企画展示提供等の視点から、令和7年4月より通年で月曜日を全館休館に改めようとするものであります。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第2号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

生涯学習文化課長

柔軟な対応については、イベント等における来館者の増減は多くない状況であります。これまでは、博物館や鬼の館と連動し臨時開館の対応をしておりました。

今後も、利用者の状況に応じながら、臨時開館等の対応を図りたいと考えております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、協議第2号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第2号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教育長

次に、協議第3号「北上市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長

ただいま上程になりました協議第3号北上市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例について、協議の理由を申し上げます。

この条例は、いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときや、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときなどのいわゆる「いじめ重大事態事案」が発生した際の調査を行う機関として、これまでの「北上市いじめ対策専門委員会」に代わり新たに「北上市いじめ調査委員会」及び再調査を行う「北上市いじめ再調査委員会」を設置しようとするものであります。

その際、これまでの「北上市いじめ対策専門委員会」では市長が委員を委嘱しておりましたが、「北上市いじめ調査委員会」では教育委員会が委員を委嘱し、「北上市いじめ再調査委員会」では市長が委員を委嘱することといたします。

なお、なお、施行日は、令和7年4月1日からとするものとするものであります。

以上、よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第3号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

学校教育課長

令和6年8月30日に文部科学省より「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂されました。今回の改定は、全国的にいじめの重大事態となる事案が多く発生しており、複数の事案を抱えている自治体では、調査に時間を要している等の課題が

ございました。

今回のガイドラインは、その課題を解決するために、調査方法等を整理したものとなっており、当市においても、いじめ重大事態が発生した際にガイドラインに沿った適切な対応を行うことができるようにするために今回条例の改定を行うこととしたものです。

現行の条例では、いじめ重大事態が発生した際、いじめの有無や学校におけるいじめの再発防止策を講ずるための調査を、「いじめ対策専門委員会」が行うこととしておりました。この「いじめ対策専門委員会」が、いわゆる第三者委員会と呼ばれるものになります。現行では、重大事態が発生した際にこの「いじめ対策専門委員会」が必ず調査を行うこととなっておりました。

今回の改正で新たに設置する第三者委員会の「いじめ調査委員会」は、いじめの重大事態事案が発生した際、教育委員会の諮問に応じて調査を進めることとなりますので、いじめの状況や内容によって、学校が調査すべき事案、「いじめ調査委員会」により調査すべき事案に分けて事案の調査を進め、学校が調査した結果を基に、更に詳細な調査を「いじめ調査委員会」が行うことができることとなります。現行の「いじめ対策専門委員会」による調査より、事案ごとに調査主体を変えることができるので、調査に要する時間を短縮できるものと考えております。

また、「いじめ再調査委員会」も必要に応じて設置することとしており、いじめの調査結果に対し、被害児童生徒や保護者から疑義等が出された場合に、市長が委嘱する別の第三者により再度調査を行う機会が増えることとなります。

今回の改定により、より被害児童生徒や保護者に寄り添った調査を進めることができるものと考えております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、協議第3号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第3号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教育長

次に、協議第4号「北上市高齢者スポーツ大会等参加促進事業費交付要綱について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長

ただいま上程になりました協議第4号北上市高齢者スポーツ大会等参加促進事業費補助金交付要綱について、協議の理由を申し上げます。

この要綱は、高齢者の生涯スポーツの継続と健康寿命の延伸を図るため、スポーツ大会等への参加に要する移動経費に対し、補助金を交付するため、必要な事項を定めるものであります。

なお、施行日は令和7年4月1日とするものであります。

よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第4号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

スポーツ推進課長

補助対象は、北上市スポーツ協会加盟団体又はスポーツを行うことを主たる目的に活動している団体となっており、高齢者が所属していること、規約等を具備していることを要件としております。

対象事業は、参加者が11人以上でその過半数が70歳以上の高齢者であるスポーツ大会等となり、補助の額は、市内から県内のスポーツ大会等への開催地までのバス借り上げ料の2分の1とし、1回の上限を5万円、1団体につき年3回までとするものとなります。

3月に事業周知を進め、4月から開始しようとするものであります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、協議第4号は、原案のとおり承認することに御異議
ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第4号は、原案のとおり
承認することに決定いたしました。

教育長

これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午前10時50分)

議録作成者 教育長 船 田 浩

令和7年2月14日